官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第四〇号）　一
〔告示〕
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産省告示第一二三六号）　一〇
○オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ぺぽかぼちゃ及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同第一二三七号）　一三
○植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同第一二三八号）
○ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同第一二三九号）
○ブラジル産ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同第一二四〇号）
○コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同第一二四一号）
○ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同第一二四二号）
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（同第一二四三号）
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第四十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の第一の一の二の項中「*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）」を「*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）」に、「*Bactericera cockerelli*」を「*Bactericera cockerelli* *Bactericera nigricornis* *Bactericera trigonica*」に改め、同表の第一の一の二の項中「*Anguina funesta*」を「*Anguina funesta* *Aphelenchoides arachidis* *Ditylenchus africanus*」に、「*Meloidogyne chitwoodi*（コロンビアネコブセンチュウ）」を「*Meloidogyne chitwoodi*（コロンビアネコブセンチュウ）*Meloidogyne enterolobii*」に改め、同表の第二の一の二の項中「*Alternaria triticina*」を「*Alternaria triticina* *Alternaria triticina*」に、「*Deuterophoma tracheiphila*」を「*Deuterophoma tracheiphila* *Didymella rabiei*」に、「*Roselinia pepo* *Septoria citri*」を「*Roselinia pepo* *Seiridium cardinale* *Septoria citri* *Sirococcus conigenus*」に改め、同表の第二の一の三の項中「*Candidatus* Liberibacter asiaticus（カンキツグリーニング病菌アジア型）」を「*Candidatus* Liberibacter asiaticus（カンキツグリーニング病菌アジア型）*Candidatus* Liberibacter solanacearum」に、「Potato stolbur phytoplasma」を「Potato stolbur phytoplasma *Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar 3」に改め、同表の第二の一の四の項中「*Narcissus degeneration virus*」及び「*Narcissus late season yellows virus*」を削る。

別表一の二の十の項及び十六の項から二十三の項までを削り、同表の十五の項の地域の欄中「ハンガリー」の下に「、フィンランド」を加え、同項を同表の二十四の項とし、同表の十四の項の地域の欄中「、オーストラリア」を削り、同項を同表の二十三の項とし、同表の十三の項の地域の欄中「、オーストラリア」を削り、同項を同表の二十二の項とし、同表の十二の項の地域の欄中「アメリカ合衆国」の下に「、カナダ」を加え、同項を同表の二十一の項とし、同表の十一の項の地域の欄中「カナダ」の下に「、アルゼンチン」を加え、同項を同表の二十の項とし、同表の九の項の地域の欄中「トルコ」を「イラン、トルコ」に改め、「、グルジア」を削り、「コソボ」の下に「、ジョージア」を加え、同項の植物の欄中「いんげんまめ」の下に「、ささげ」を加え、同項を同表の十九の項とし、同表の八の項の植物の欄中「とさみずき」の下に「、ノトリトカルプス・デンシフロルス」を加え、同項を同表の十二の項とし、同項の次に次のように加える。

十三	アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	さくら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	*Apiosporina morbosa*
十四	アメリカ合衆国	くり属植物及びこなら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	*Ceratocystis fagacearum*（ナラ類しおれ病菌）

十五	イエメン、イスラエル、イタリア、ケニア、トルコ、ノルウェー、ブルガリア、ポルトガル、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、ギリシャ、ジャマイカ、ジョージア、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポーランド、モルドバ、リトアニア、リビア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、ギリシャ、ジャマイカ、ジョージア、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポーランド、モルドバ、リトアニア、リビア	シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、エレモトラス属植物、からたち属植物、きんかん属植物、セロリニア属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	*Deuterophoma tracheiphila*
十六	インド、バキスタン、ルコ、イスラエル、ラルジェリア、ンドネシア、英国、ギリシャ、ストリア、ウクライナ、スペイン、ポルトガル、ノルウェー、ハンガリー、ベルギー、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、ギリシャ、ジャマイカ、ジョージア、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポーランド、モルドバ、リトアニア、リビア	アエスクルス・カリフォルニカ、あかつゆ、アフルクトロス・スタンフォルディ、いちじく、うんかなーデトスうぃスぼアタフルイ、オリーブ、かうんおッスぼメ・いナ、ぽく・らうカ、くさ、キッグスリヒナ、ぽオ、こしよメ、ぽイ、ハのき、けるわ、こしルデさ、ルナ、ぽ、サスリックラクスなのスリ・ッ、えで、こばヒ、ルクしルス・ビプレ、とリ、ッ、ラシンら、フォ、ッ、ク、ビタ、まとうちいうきねうぎうでうきよせはわせるせぺかあキ、ンつテぼだ、うぎ、に、は、せ、ぺ、ぽ、ぺ、ぽ、ぺ、ぽ

ドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア			

別表一の二の四の項の地域の欄中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同項の植物の欄中「オプンティア・フラギリス」の下に「、きゆうり、すべりひゆ、とうがらし」を、「トマト」の下に「、ばらもんじん」を、「ばれいしよ」の下に「、ペポかぼちや」を加え、同項を同表の六の項とし、同表の三の項の植物の欄中「アスパラガス」の下に「、いろはもみじ」を、「きくごぼう」の下に「、きんぐさり、てんさい」を加え、「及びばれいしよ」を「、にんじん、ばれいしよ、ゆきげゆり、ようしゆとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム及びこまくさ属植物」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の二の項の地域の欄中「グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。」及び「、グルジア」を削り、「コソボ」の下に「、ジョージア」を加え、同項を同表の四の項とし、同表の一の項の地域の欄中「ドイツ」の下に「、フランス」を加え、「（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）」を削り、「アルゼンチン」の下に「、メキシコ」を加え、同項の植物の欄中「きくごぼう」を「エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ」に改め、「てんさい」の下に「、どいつあやめ、トマト」を加え、「及びばれいしよ」を「、ばれいしよ、ポテンティラ・フルティコサ、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物」に改め、同項を同表の三の項とし、同項の前に次のように加える。

一　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、パミューダ諸島、エルサルバドル、ガイアナ、ガイアナ、ジャマイカ、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、スリナム、ニカラグア、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	アボカド、カシューナッツ、カヤ・イボレンシス、くだものとけい、げつけいじゅ、ココやし、ごれんし、ざくろ、しようが、ばいや、サボジラ、ばんじろう、ブクス、まるめろ、スス・センベ、マンゴウ、れんいし、くわ属植物、げつきつ属植物、なし属植物、コーヒーノキ、はこやなぎ属植物、ばら属植物、ばんれいし属植物、よういんし属植物、ぶどう属植物、ばんふう属植物、ブルメリア属植物、ユーゲニア属植物、及びみかん属植物の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であつて栽培の用に供するもの	*Aleurocanthus wogtumi*（ミカンクロトゲコナジラミ）	いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、なす、トマト、くこ属植物及び植物のトマトの生果実
二　インド、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、ヨルダン、ルーマニア、ブリテン及び北アイルランド国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この		*Tuta absoluta*（トマトキバガ）	

表において同じ。）、ガーナ、ガボン、ガンビア、ギリシア、ギルガメッシュ、キプロス、キルギス、グアテマラ、グアドループ、グアム諸島、クウェート、ケニア、コソボ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、ジブチ、ジャマイカ、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スロバキア、スロベニア、セーシェル、セネガル、セルビア、ソロモン諸島、タイ、タンザニア、チェコ、チャド、チリ、ツバル、ツバル諸島、ツバル諸島、ツバル諸島

		2　その写しには、検査証明書又は塩基配列を検出する旨を記載した方法による検査が行われ、かつ、*Pepper chu fruit viroid*に侵されていないことが特記されていること。
三十一　メキシコ	トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行される検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はそのものの写しを添付してあるものであること。 2　その写しには、検査証明書又は塩基配列を検出する方法による検査が行われ、かつ、*Tomato pla nta macho viroid*に侵されていないことが特記されていること。

付表

一　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実

二　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実

別表二の二の七の項の地域の欄中「オランダ」の下に「、クロアチア」を、「ベルギー」の下に「、ポーランド、ガーナ」を加え、同項の植物の欄中「ストレプトソレン・ジェイムソニー」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー」に改め、「つるはなす」の下に「、トマト」を加え、同項を同表の二十八の項とし、同表の六の項の植物の欄中「ソラヌム・カルディオフィルム」の下に「及びトマト」を加え、同項を同表の二十七の項とし、同表の五の項の地域の欄中「フランス」の下に「、マリ」を加え、同項の植物の欄中「グロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ」に改め、「コルムネア・エリトロファエア」の下に「、トマト」を加え、同項を同表の二十六の項とし、同表の四の項の地域の欄中「ポーランド」の下に「、リトアニア、カナリア諸島」を加え、同項の植物の欄中「あらげしゆんぎく」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく」に改め、「ディプロタクシス・エルコイデス」の下に「、トマト」を、「パッシア・スコパリア」の下に「、ばれいしよ」を、「ひろはひるがお」の下に「、ペピーノ」を加え、「、リコペルシコン・ピンピネリフォリウム」を削り、同項を同表の二十五の項とし、同表の三の項の地域の欄中「（香港を除く。以下この表において同じ。）」を削り、「ギリシャ」の下に「、クロアチア」を、「ベルギー」の下に「、ポーランド、マルタ」を、「エジプト」の下に「、ガーナ」を、「チリ」の下に「、ドミニカ共和国」を、「ペルー」の下に「、オーストラリア」を加え、同項の植物の欄中「ペチュニア属植物の種子」を「とうがらし、トマト、ばれいしよ及びペチュニア属植物の種子」に改め、「とうがらし」の下に「、トマト、ばれいしよ」を加え、同項を同表の二十四の項とし、同表の二の項の地域の欄中「（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）」を削り、同項の植物の欄中「とさみずき」の下に「、ノトリトカルプス・デンシフロルス」を加え、同項を同表の十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八　イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、イタリア、オーストリア、オランダ、ウクライナ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、ロシア	ゼルコウア・カルピニフォリア及びにれ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）及び木材	1　輸出国の政府機関により発行される検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はそのものの写しを添付してあるものであること。 2　その写しには、検査証明書又は*Ophiostoma novo-ulmi* subsp. *novo-ulmi*を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Ophiostoma novo-ulmi* subsp. *novo-ulmi*に侵されていないことが特記されていること。
十九　インド、インドネシア、イスラエル、台湾、中華人民共和国、イタリア、ギリシャ、トルコ、ハンガリー、ナイジェリア、セルビア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム	きゆうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの種子であつて栽培の用に供するもの	1　輸出国の政府機関により発行される検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はそのものの写しを添付してあるものであること。 2　その写しには、検査証明書又は次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）に侵されていないこと。が特記されていること。 一　*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。 二　核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。

二十　スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、モロッコ、フランス、カナリア諸島、サルバドル、アメリカ合衆国、エカルグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド

おおぶどうほおずき、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、ソラヌム・ヌム・ドゥルカマラ、なたがばこ、うとうがらし、トマト、なばく、こんじん及びしよのなすばれい（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの

二十一　大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、ニュージーランド

キウイフルーツ、さるなし及びみやまたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの

1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、害の検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確かめて又は信ずる旨を記載した検査証明書又はそのしたものであること。

2　その写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar3に侵されていないことが特記されていること。

一　輸出国の政府機関が指定する*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar3が発生していない生産園地において生産された、核酸の塩基配列を検出するる認められた方法による検査が行われること。

二　花粉以外の生植物については、*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar3が発生していない状態が維持されている地域において生産されること。

1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、害の検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確かめて又は信ずる旨を記載した検査証明書又はそのしたものであること。

2　その写しには、検査証明書又は塩基配列を検出する核酸の方法に適切なとを認められる方法による検査が行われること。*Candidatus Liberibacter solanacearum*に侵されていないことが特記されていること。

二十二　バキスタン、マレーシア、オイラブ首長国連邦、イエメン、アマスーン、イトンエル、ウイジラク、ベノリサ、ヨジラビア、イランン、リアスス、キルアラビア、ベンプタルロン、レバシリアエ、チジ、ルスリ、ラズエ、ペ、ンリ、ドラ、メ、ア、ユ、ア、ス、ア、ス、ア、ス

	ニベ、ダラ、ティルビス・ダ・アシエイ、ふるもとおらんだ、ゆりのき、ダマ、ルレッド・マコルムナリス、レ属植物、植物、ルベリー、ちろ植物、きえ、ろ、ご属、が属植物、かんで属植物、だふおくわ物、植物、こ属植物、ら属、いうた植物、ヒーノキ属、植物、こけもも）さ属植物、すのき（ちにそう属植物、ッれにバ植物、みかりスんす属植物及び種子の用		
別表二の二の一の項の地域の欄中「（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」を削り、同項を同表の十六の項とし、同項の前に次のように加える。	一　アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、アドル、コロンビア、ケニア、タンザニア、ニカラグア、パナマ、ドミニカ共和国、ペルー、ベネズエラ、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、サンゴ、ジョア、ふとも、マンゴウ、もぶどう、ブドウ、ぶどなし、ぶどう、ぶどうの、ぶどうの、ぶどうの

	四　エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、グアドロンピア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャポチカバ、すもも、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんじんし属植物、ばんじろう属植物、ふとも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	五　アメリカ合衆国（フロリダ州に限る。）、西インド諸島、フランス領ギアナ
二　輸出国の政府機関が指定する処理施設において、*Anastrepha ludens*（メキシコミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法によって処理が行われること。	1　輸出国の政府機関によりそこの検査証明書又は害虫の検査の結果検疫有動植物が付着していないことを確かめて又は害虫がないことを確かめて又は検査証明書又はそのものの写しを添付してあるもの。 2　その政府機関により輸出国の政府機関が指定した作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）に侵されていないこと。が特記されていること。	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャポチカバ、すもも、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんじんし属植物、ばんじろう属植物、ふとも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	六　アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド
一　*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。	1　輸出国の政府機関によりそこの検査証明書又は害虫の検査の結果検疫有動植物が付着していないことを確かめて又は害虫がないことを確かめて又は検査証明書又はそのものの写しを添付してあるもの。 2　その政府機関により輸出国の政府機関が指定する処理施設において、*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法によって処理が行われること。	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャポチカバ、すもも、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんじんし属植物、ばんじろう属植物、ふとも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	七　インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、レバノン、イラン、トルコ、アルメニア、ゼルバイジャン、ウズベキスタン、オーストリア、カザフスタン、ジョージア、スイス、ウクライナ、スペイン、スロベニア、セルビア、バスク、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ポルトガル、ポーランド、ルーマニア、ロシア、ベラルーシ、ハンガリー、ブルガリア、ギリシャ、アルバニア、イタリア、ウクライナ、ウェールズ、ジョージア、スイス、スロベニア、セルビア、バスク、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ポルトガル、ポーランド、ルーマニア、ロシア、ベラルーシ、ハンガリー、ブルガリア、ギリシャ、アルバニア、イタリア、ウクライナ、ウェールズ、ジョージア、スイス、ウクライナ、スペイン

ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ			見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Bacteriocera nigricornis* に侵されていないこと（*Bacteriocera nigricornis* について消毒を行つた場合は、その旨を含む。）が特記されていること。
八　イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、チェコ、ポルトガル、マルタ、ジェリア、エジプト、カナリア諸島	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、検査の結果、検疫有害動植物が付着しないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はそのものの写しを添付してあるものであること。 2　その1の検査証明書又は写しには、*Bactrocera trigonica* を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Bactrocera trigonica* に侵されていないこと（*Bactrocera trigonica* については、消毒を行つた場合は、その旨を含む。）が特記されていること。	
九　サウジアラビア、トルコ、イタリア、キルギス、キスタン、ギリシャ、ジキスタン、トルクメニスタン、タリフ、カザフスタン、アルジェリア、エジプト、ブルキナファソ、ガーナ、ギニア、ナイジェリア、諸島、スーダン、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、モーリシャス、アメリカ合衆国、カナダ、ジャマイカ、プエルトリコ、メキシコ、ハワイ諸島	アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろ、ウエルカ・ろ、からたち、ギリシア、ぎく、ぶたくさ、ふだんそう、ミヌティフロラ、ムラサキ、ムラクソ、ムーリ、ムーベ、ムーテ、ムーフ、ムーシ、ムーサ、ムーチ、ムーフ、ムーオ、ムーシ、ムーテ、ムーイ、ムーネ、ムーラ、ムーリ、ムーム、ムーヌ、ムーア、ムーエ、ムーイ、ムール、ムーシ、ムーサ、ムーブ、ムーリ、ムーム、ムーベ

十二　英国（グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の表において同じ。）、アイルランド、イタリア、ベルギー、ブルガリア、ルーマニア、ロシア		1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）に侵されていないこと（*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）に侵されていないこと。）が特記されていること。
十三　インド、イラン、トルコ、アルバニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、オーストリア、カザフスタン、キルギス、ギリシャ、クロアチア、ケニア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア	にれ属植物の木材	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又は*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）に侵されていないこと（*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）に侵されていないこと。）が特記されていること。
十四　インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ケニア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア	にれ属植物の木材	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又は*Ophiorhynchus ovatus*（イチゴクチブトゾウムシ）に侵されていないこと。が特記されていること。
十五　モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア	イノンド、おらんだぜり、クミン、コエンドロ、セロリー、にんじん及びひめういきようの生茎葉	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又は*Trioza apicalis*（ニレノキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Trioza apicalis*（ニレノキクイムシ）に侵されていないこと（*Trioza apicalis*（ニレノキクイムシ）について消毒を行つた場合は、その旨を含む。）が特記されていること。

別表三の五の項及び六の項の植物の欄中「アフラエグレ・バニキュラタ」の下に「、いちじく」を加える。

別表六の四の項の植物の欄中「さつまいも属植物、あさがお属植物」を「おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表一の改正規定（「*Thrips minutissimus*」、「*Narcissus degeneration virus*」及び「*Narcissus late season yellows virus*」を削る部分に限る。）、別表一の二の改正規定（「オーストラリア」を削る部分に限る。）及び別表二の改正規定（「英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」及び「うり科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）」を削る部分、「きばなきようちくとう」の下に「、ककमिस・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に「、にがうり」を加える部分に限る。）　公布の日

二　別表一の二の改正規定（十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。）　平成二十九年五月二十四日

告　示

○農林水産省告示第千二百三十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、平成二十三年三月七日農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一の表の二の二の項中「*Aceria tulipae*（チューリップサビダニ）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）」を「*Aceria tulipae*（チューリップサビダニ）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）」に、「*Actias gnoma*（オナガミズアオ）」を「*Actias gnoma*（オナガミズアオ）
Aculops lycopersici（トマトサビダニ）
Aeolothrips fasciatus（シマアザミウマ）
Aglossa dimidiata（コメノシマメイガ）」に、「*Anaphothrips sudanensis*（アワキオビアザミウマ）」を「*Anaphothrips sudanensis*（アワキオビアザミウマ）
Andrachynis rileyi（トウモロコシトガリホソガ）」に、「*Aphis craccivora*（マメアブラムシ）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）」を「*Aphis craccivora*（マメアブラムシ）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）」に、「*Bactrocera depressa*（カボチャミバエ）」を「*Bactrocera depressa*（カボチャミバエ）
Bayrhynchus powerí（ミツギリゾウムシ）」に、「*Bombyx mandarina*（クワコ）」を「*Bombyx mandarina*（クワコ）
Borborylis euryae（ヒサカキホソガ）」に、「*Brevipalpus obovatus*（チャノヒメハダニ）」を「*Brevipalpus obovatus*（チャノヒメハダニ）
palpus russulus（サボテンヒメハダニ）」に、「*Cetonia pilifera*（ナミハナムグリ）」を「*Cetonia pilifera*（ナミハナムグリ）
Ceuthorhynchidius albosuturalis（ダイコンサルゾウムシ）」に、「*Chaetiops fallax*（メダカナガカメムシ）」を「*Chaetiops fallax*（メダカナガカメムシ）
Chilo luteellus（ヨシツトガ）」に、「*Chrysodeixis acuta*（ホソバネキンウワバ）」を「*Chrysodeixis acuta*（ホソバネキンウワバ）
Chrysodeixis eriosoma（イチジクキンウワバ）」に、「*Cinara piniformosana*（マツオオアブラムシ）」を「*Cinara piniformosana*（マツオオアブラムシ）
Clepsis pallidana（アカスジキイロハマキ）」に、「*Criotettix japonicus*（トゲヒシバッタ）」を「*Criotettix japonicus*（トゲヒシバッタ）
Crocidolomia pavonana（ケブカニセノメイガ）」に、「*Cryptolestes turcicus*（トルコカクムネヒラタムシ）」を「*Cryptolestes turcicus*（トルコカクムネヒラタムシ）
Cryptophilus obtiratus（ヒラナガムクゲキスイ）」に、「*Dialeurodes citri*（ミカンコナジラミ）」を「*Dialeurodes citri*（ミカンコナジラミ）
Diaphania indica（ワタヘリクロノメイガ）」に、「*Dolycoris baccarum*（ブチヒゲカメムシ）」を「*Dolycoris baccarum*（ブチヒゲカメムシ）
Dryocoetes baikalicus（グイマツアトマルキクイムシ）
Dryocoetes rugicollis（アトマルキクイムシ）
Dryocoetes striatus（トドマツアトマルキクイムシ）
Dudua aprobola（オオセンダンヒメハマキ）」
Echinothrips americanus（モトジロアザミウマ）
Enpoasca vitis（エンポアスカ・ウィティス）」に、「*Echinothrips americanus*（モトジロアザミウマ）
Euparatettix insularis（ハネナガヒシバッタ）」を「*Euparatettix insularis*（ハネナガヒシバッタ）
Euplachnus thunbergii（マツノホソオオアブラムシ）
Euplachnus marginipennis（ハイジマハナアブ）
Euparatettix insularis（ハネナガヒシバッタ）
Euphaptella sedecimpunctata（シナカミキリ）
Euwallacea interjectus（アイノキクイムシ）」
Gnathocerus cornutus（オオツノコクヌストモドキ）」を「*Gnathocerus cornutus*（オオツノコクヌストモドキ）
Gnathocerus maxillosus（コツノコクヌストモドキ）」に、「*Haplothrips gowdeyi*（アカオビハナクダアザミウマ）」を「*Haplothrips gowdeyi*（アカオビハナクダアザミウマ）
Haplothrips gonglbaueri（ハプロスリプス・ガングルバウエリ）」に、「*Heliothrips haemorrhoidalis*（クロトンアザミウマ）」を「*Heliothrips haemorrhoidalis*（クロトンアザミウマ）
Haliula undalis（ハイマダラノメイガ）
Hemiberlesia cyanophylli（シュロマルカイガラムシ）」に、「*Heterobostrychus hamatipennis*（オオナガシンクイムシ）」を「*Heterobostrychus hamatipennis*（オオナガシンクイムシ）
Hytesinus nobilis（ヤチダモノオオキクイムシ）
Hypera nigrirostris（ツメクサタコゾウムシ）」に、「*Lepidosaphes camelliae*（ツバキカキカイガラムシ）」を「*Lepidosaphes camelliae*（ツバキカキカイガラムシ）
Lepidosaphes eanyae（サカキカキカイガラムシ）」に、「*Lepidosaphes pini*（マツカキカイガラムシ）」を「*Lepidosaphes pini*（マツカキカイガラムシ）
Lepidosaphes tokionis（クロトンカキカイガラムシ）
Lepidosaphes tubulorum（クロカキカイガラムシ）」に、「*Liriomyza brassicae*（アブラナハモグリバエ）」を「*Liriomyza brassicae*（アブラナハモグリバエ）
Liriomyza bryoniae（ナスハモグリバエ）」に、「*Lycius brunneus*（ヒラタキクイムシ）」を「*Lycius brunneus*（ヒラタキクイムシ）
Lycius sinensis（ケヤキヒラタキクイムシ）」に、「*Neoloxoptera formosana*（ネギアブラムシ）」を「*Neoloxoptera formosana*（ネギアブラムシ）
Nasidiocoris tenuis（タバコカスミカメ）
Nezara viridula（ミナミアオカメムシ）
Niphades variegatus（クロコブゾウムシ）」に、「*Paralipsa gularis*（イッテンコクガ）」を「*Paralipsa gularis*（イッテンコクガ）
Parapoyx diminutalis（クロテンシロミズメイガ）」に、「*Pinnaspis strachani*（コンマカイガラムシ）」を「*Pinnaspis strachani*（コンマカイガラムシ）」

nnaspis strachani（コバネカミキリ）」、「*Plutella xylostella*（コナガ）」を「*Pluvella xylostella*（コナガ）」、「*Pyrrhocoris sibiricus*（ベダモンヒメカメムシ）」を「*Pyrrhocoris sibiricus*（ベダモンヒメカメムシ）」、「*Rhizoglyphus echinopus*（ケダニ）」、「*Rhopalus maculatus*（アカヒメヘリカメムシ）」を「*Rusosiena tristylii*（チャドクヒメヘリカメムシ）」、「*Scirtothrips dorsalis*（チャノキイロアザミウマ）」を「*Selenothrips rubrocinctus*（ブドウキイロアザミウマ）」、「*Sipalinus gigas*（オオシラホシゾウムシ）」を「*Stolbion ibarae*（ヤナギルリハムシ）」、「*Spodoptera litura*（ハスモンヨトウ）」を「*Spoladea recurvalis*（ビロードキノメイガ）」、「*Stenchaetothrips biformis*（イネアザミウマ）」を「*Stenchaetothrips biformis*（イネアザミウマ）」、「*Tanaiotrips euchari*（ヒモアザミウマ）」を「*Tebenna micalis*（ヒメクロハマキ）」、「*Tenebroides mauritanicus*（コクヌスト）」を「*Tenebroides mauritanicus*（コクヌスト）」、「*Tenuiothrips frici*（ハンノアザミウマ）」を「*Tenuiothrips pacificus*（ガラパゴスアザミウマ）」、「*Tetranychus phaselus*（ナミハダニ）」を「*Tetranychus phaselus*（ナミハダニ）」、「*Tetrix japonica*（ハラヒシバッタ）」を「*Tetropium castaneum*（ヒメスギカミキリ）」、「*Tetropium gracilicorne*（ヒメヒゲナガカミキリ）」、「*Thrips allionum*（ネギアザミウマ）」を「*Thrips allionum*（ネギアザミウマ）」、「*Thrips hawaiensis*（ハナアザミウマ）」を「*Thrips hawaiensis*（ハナアザミウマ）」、「*Thrips minutissimus*（ハスモンアザミウマ）」、「*Tyrophagus putrescentiae*（ケナガコナダニ）」を「*Tyrophagus putrescentiae*（ケナガコナダニ）」、「*Tyrophagus similis*（ウチワコナダニ）」、「*Vanessa indica*（アカタテハ）」を「*Vanessa indica*（アカタテハ）」、「*Xyleborus pfeili*（ヒメスジキクイムシ）」、「*Xylotrechus rufilius*（ベニモンサビカミキリ）」、「*Zonitoides arboreus*（コハクガイ）」、「*Zonitoides nitidus*（キセルコハクガイ）」、「*Aphelenchoides fragariae*（イチゴセンチュウ）」

目	種名
三　その他昆虫綱動物	*Acusta despecta*（ウスカワマイマイ） *Austropeplea ollula*（コメモチマイマイ） *Bradybaena similaris*（オナジマイマイ） *Deroceras laeve*（ノハラナメクジ） *Gyraulus chinensis*（ミヅマイマイ） *Laevicaulis alte*（アシヒダナメクジ） *Lehmannia valentiana*（チャコウラナメクジ） *Limax flavus*（キイロナメクジ） *Meghimatium bilineatum*（ケハダビロウドマイマイ） *Parophas achatinaceum*（イクビキセルガイ） *Pomacea canaliculata*（スクミリンゴガイ） *Subulina octona*（キカワクチキレガイ） *Succinea lauta*（キカワキビマイマイ） *Zonitoides arboreus*（コハクガイ） *Zonitoides nitidus*（キセルコハクガイ）

の二の項中「*Actinoculumurus*属」、「*Allocatinosynnema*属」、「*Kroppenstedtia*属」、「*Oceanotoga*属」及び「*Phaeoubrio*属」を削り、同表の三〇の項中「*Alternaria solani*（ジャガイモ輪紋病菌）」を「*Alternaria solani*（ジャガイモ輪紋病菌）」、「*Alternaria zinniae*（ヒャクニチソウ輪紋病菌）」、「*Annalella lilsese*（ジロタキヤマモモ病菌）」を「*Annalella lilsese*（ジロタキヤマモモ病菌）」、「*Ascochyta fabae*（ソラマメ褐斑病菌）」、「*Ascochyta pisi*（エンドウ褐斑病菌）」、「*Botrytis allii*（ネギアミガサタマバエ）」、「*Botrytis cinerea*（ネギアミガサタマバエ）」、「*Botrytis ellipticа*（ネギアミガサタマバエ）」、「*Botrytis gladiolorum*（ネギアミガサタマバエ）」、「*Botrytis tulipae*（ネギアミガサタマバエ）」、「*Cercospora kikuchii*（タイズ褐斑病菌）」を「*Cercospora kikuchii*（タイズ褐斑病菌）」、「*Cercospora lilacinoides*（ライラックキエダ褐斑病菌）」、「*Clavicepes purpurea*（クラビセプス・パルプレア）」、「*Colletotrichum coccodes*（コレトトリカム・ココデス）」

目	種名
三　その他昆虫綱動物	*Acusta despecta*（ウスカワマイマイ） *Bradybaena similaris*（オナジマイマイ） *Deroceras laeve*（ノハラナメクジ） *Laevicaulis alte*（アシヒダナメクジ） *Pomacea canaliculata*（スクミリンゴガイ） *Succinea lauta*（キカワキビマイマイ） *Zonitoides arboreus*（コハクガイ）

の二の項中「*Acusta despecta*（ウスカワマイマイ）」、「*Austropeplea ollula*（コメモチマイマイ）」、「*Bradybaena similaris*（オナジマイマイ）」、「*Deroceras laeve*（ノハラナメクジ）」、「*Gyraulus chinensis*（ミヅマイマイ）」、「*Laevicaulis alte*（アシヒダナメクジ）」、「*Lehmannia valentiana*（チャコウラナメクジ）」、「*Limax flavus*（キイロナメクジ）」、「*Meghimatium bilineatum*（ケハダビロウドマイマイ）」、「*Parophas achatinaceum*（イクビキセルガイ）」、「*Pomacea canaliculata*（スクミリンゴガイ）」、「*Subulina octona*（キカワクチキレガイ）」、「*Succinea lauta*（キカワキビマイマイ）」、「*Zonitoides arboreus*（コハクガイ）」、「*Zonitoides nitidus*（キセルコハクガイ）」を「*Acusta despecta*（ウスカワマイマイ）」、「*Austropeplea ollula*（コメモチマイマイ）」、「*Bradybaena similaris*（オナジマイマイ）」、「*Deroceras laeve*（ノハラナメクジ）」、「*Gyraulus chinensis*（ミヅマイマイ）」、「*Laevicaulis alte*（アシヒダナメクジ）」、「*Lehmannia valentiana*（チャコウラナメクジ）」、「*Limax flavus*（キイロナメクジ）」、「*Meghimatium bilineatum*（ケハダビロウドマイマイ）」、「*Parophas achatinaceum*（イクビキセルガイ）」、「*Pomacea canaliculata*（スクミリンゴガイ）」、「*Subulina octona*（キカワクチキレガイ）」、「*Succinea lauta*（キカワキビマイマイ）」、「*Zonitoides arboreus*（コハクガイ）」、「*Zonitoides nitidus*（キセルコハクガイ）」に改める。

「*Claviceps purpurea*（クラビセプス・プルプレア）
Coleosporium asterum（コレオスポリウム・アステルム）
Coleosporium plectranthi（コレオスポリウム・プレクトランティ）
Coleosporium plumeriae（コレオスポリウム・プルメリアエ）
Colletotrichum coccodes（コレトトリカム・コッコデス）
Colletotrichum crassipes（コレトトリカム・クラッシペス）
Colletotrichum musae（コレトトリカム・ムサエ）
Curvularia inaequalis（カーブラリア・イナエクアリス）
Curvularia lunata（カーブラリア・ルナータ）
Diaporthe phaseolorum var. sojae（ダイズ黒点病菌）
Didymella bryoniae（ウリ類つる枯病菌）
Drechslera dematioidea（ドレクスレラ・デマティオイデア）」

に、「*Geotrichum candidum*（ゲオトリカム・カンディダム）
Macrophomina phaseolina（マクロフォミナ・ファゼオリナ）」を

「*Geotrichum candidum*（ゲオトリカム・カンディダム）
Kuehneola uredinis（クエネオラ・ウレディニス）
Macrophomina phaseolina（マクロフォミナ・ファゼオリナ）
Mycosphaerella dianthi（ミコスフエレラ・ディアンティ）
Myrothecium roridum（ミロテキウム・ロリドウム）」

に、「*Penicillium*属（ペニシリウム属菌）
*Rhizopus*属（リゾープス属菌）
Sclerotinia sclerotiorum（スクレロティニア・スクレロティオラム）
Stagonospora curtisii（スタゴノスポラ・クルティシー）
*Trichothecium*属（トリコセシウム属菌）」

を

「*Penicillium*属（ペニシリウム属菌）
Phaeoisariopsis griseola（インゲンマメ角斑病菌）
Phoma wasabiae（フォーマ・ワサビアエ）
Phytophthora nicotianae（フィトフトラ・ニコティアナエ）
Plasmodiophora brassicae（プラスモディオフォラ・ブラッシカエ）
Pleospora betae（テンサイじゃのめ病菌）
Puccinia tanacetii var. tanacetii（プッキニア・タナケティ・バリアント・タナケティ）
Pythium aphanidermatum（ピシウム・アファニデルマツム）
*Rhizopus*属（リゾープス属菌）
Roselinia necatrix（ロゼリニア・ネカトリックス）
Sclerotinia sclerotiorum（スクレロティニア・スクレロティオラム）
Septoria apicola（セプトリア・アピイコラ）
Stagonospora curtisii（スタゴノスポラ・クルティシー）
Tilletia horrida（ティレティア・ホリダ）
Transzschelia fusca（トランツスケリア・フスカ）
*Trichothecium*属（トリコセシウム属菌）
Uromyces dianthi（ウロミセス・ディアンティ）
Uromyces lespedezae-procumbentis（ウロミセス・レスペデザエープロクンベンティス）
Ustilago nuda（コムギ・オオムギ裸黒穂病菌）」

に改め、同表の二の(三)の項中「*Cymbidium mosaic virus*（シンビジウムモザイクウイルス）
Odontoglossum ringspot virus（オドントグロッサムリングスポットウイルス）」を

「*Cymbidium mosaic virus*（シンビジウムモザイクウイルス）
Fragaria mosaic virus（フリージアモザイクウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Hippeastrum mosaic virus（アマリリスモザイクウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Iris mild mosaic virus（アイリス微斑モザイクウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Lily symptomless virus（ユリ潜在ウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Lily virus X（リリーウイルスエックス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Narcissus degeneration virus（ナルキッスディジエネレーションウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Narcissus late season yellows virus（ナルキッスレイトシーズンイエロウズウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Narcissus latent virus（スイセン潜在ウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Narcissus mosaic virus（スイセンモザイクウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Narcissus yellow stripe virus（スイセン黄色条斑ウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Odontoglossum ringspot virus（オドントグロッサムリングスポットウイルス）
Plantago asiatica mosaic virus（オオバコモザイクウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）
Tulip mosaic virus（チューリップモザイクウイルス）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）」

○農林水産省告示第千二百三十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十一号（オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ぺぽかぼちゃ及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

一中「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改め、「、きゅうり」を削り、「、ぶどう、ぺぽかぼちゃ及びメロン」を「及びぶどう」に改める。

二の(一)中「オランダ王国に」を「オランダに」に改め、同(二)のア及びエ中「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改め、同二の(三)中「オランダ王国に」を「オランダに」に改め、同(三)のア中「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改める。

四の(一)並びに六の(二)及び(三)中「オランダ王国植物防疫機関」を「オランダ植物防疫機関」に改める。

○農林水産省告示第千二百三十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百八十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

三の(二)のア中「チチュウカイミバエ」の下に「及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

七中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。

○農林水産省告示第千二百三十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十二の規定に基づき、平成十五年十二月二十四日農林水産省告示第二千百六号（ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

一中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改め、「きゅうり及び」を削る。

二の(一)中「ベルギー王国に」を「ベルギーに」に改め、同(二)のア及びエ中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改め、同二の(三)中「ベルギー王国に」を「ベルギーに」に改め、同(三)のア中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改める。

四の(一)、五並びに六の(二)及び(三)中「ベルギー王国植物防疫機関」を「ベルギー植物防疫機関」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十三の規定に基づき、平成十六年九月二十九日農林水産省告示第千七百七十四号（ブラジル産ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

三の(二)のア中「チチュウカイミバエ」の下に「、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

六の(一)及び(二)中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十一の規定に基づき、平成二十一年十月二十日農林水産省告示第千四百七十一号（コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

三の(二)のア中「チチュウカイミバエ」の下に「、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

六の(一)及び(二)中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十三の規定に基づき、平成二十二年一月二十九日農林水産省告示第二百四十三号（ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

三の(二)のア中「チチュウカイミバエ」の下に「、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）」を加える。

六の(一)及び(二)中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月二十四日　農林水産大臣　森山　裕

別表第二の二の項の検疫有害動植物の欄中「サトウキビコクゾウムシ」及び「、ヒラタカタカイガラムシ、ルビーロウムシ」を削り、同表の六の項の検疫有害動植物の欄中「スクミリンゴガイ」、「、クロテンシロミズメイガ」、「オオタバコガ」及び「、宿根カスミソウ疫病菌」を削り、同表の七の項の検疫有害動植物の欄中「、オオムギ裸黒穂病菌」を削り、「ダイズ紫斑病菌」を「ダイズべと病菌、トウモロコシ黒穂病菌」に改め、同表の九の項の検疫有害動植物の欄中「オナジマイマイ」を削り、「コウモリガ」の下に「、トリオザ・アビカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス」を加え、同表の十の項の検疫有害動植物の欄中「、ミカンコナジラミ」及び「アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ」を削り、「オンシツコナジラミ、タバコガ、ハイジマハナアブ」を「トマトキバガ、トリオザ・アビカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス」に改め、同表の十一の項の検疫有害動植物の欄中「、コツノコクヌストモドキ」を削り、同表の十三の項の検疫有害動植物の欄中「、アルファルファタコゾウムシ」を削り、同表の十四の項の検疫有害動植物の欄中「、コツノコクヌストモドキ」を削り、同表の十七の項の検疫有害動植物の欄中「ニカメイガ」を削り、同表の十八の項の検疫有害動植物の欄中「スギカミキリ」の下に「、セスジキクイムシ」を加える。